

令和3年6月25日

参加者 各位

深谷市長 小島 進

質問回答書

第2次深谷市総合計画後期基本計画策定支援業務委託に係る公募型プロポーザルにおける第2次審査に関する質問に対する回答は下記のとおりです。

記

No	質問事項	回答
1	仕様書「5 業務内容」の「(3) 市民意識調査の実施及び分析」について、アンケート調査票の設問数及びページ数についての想定はあるか。過去の実施事例は。	後期基本計画策定にあたり実施する市民意識調査については、前期基本計画策定時と同程度の内容を想定しております。 【前期基本計画策定時市民意識調査概略】 ①設問数：全30問 ②ページ数：14ページ
2	仕様書「5 業務内容」の「(3) 市民意識調査の実施及び分析」について、発送用封筒、返信用封筒それぞれのサイズ(角2、長3など)はどのように想定しているか。また、発送・返信とも、費用は受託者が負担するものと理解してよいか。	1. 封筒のサイズについて 発送用封筒は角形2号、返信用封筒は長形3号を想定しております。 2. 発送・返信について 発送・返信ともに深谷市(発注者)が負担するものと想定しております。 発送・返信の想定作業は以下のとおり。 ①発送用封筒、返信用封筒(返信先は深谷市宛とする)、宛名を印字した宛名ラベルを深谷市(発注者)が用意し、受託者に送付する。 ②受託者により調査票を印刷し、返信用封筒と併せて封入、宛名ラベルを貼り付け、深谷市(発注者)に戻す。 ③深谷市(発注者)により発送する。

3	<p>仕様書「5 業務内容」の「(3) 市民意識調査の実施及び分析」について、催促はがきは、礼状も兼ねて対象者全員に発送する認識でよいか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
4	<p>仕様書「5 業務内容」の「(8) (略) SDG s 未来都市の認定に向けた支援」において、「SDG s 未来都市の認定に向け、深谷市SDG s 未来都市計画の策定支援を行う」とあるが、SDG s 未来都市計画の策定は国による認定を受けた後に行うものであると認識している。したがって、国による認定を得られなかった場合、SDG s 未来都市計画の策定義務は発生しないという認識でよいか。</p> <p>その場合、市と受託者は、仕様や契約金額を調整し、修正契約を締結するものと理解してよいか。</p>	<p>1. 受託者におけるSDG s 未来都市計画の策定義務について</p> <p>国によるSDG s 未来都市の認定に関して、提案に必要な書類（SDG s 未来都市等提案書など）及びSDG s 未来都市計画本体の作成は、企画課において行う予定です。</p> <p>第2次深谷市総合計画後期基本計画策定支援業務委託の受託者においては、SDG s 未来都市計画の策定にあたり、総合計画から抜粋すべき内容や、計画の構成などについてアドバイスをいただくことを想定しています。そのため、SDG s 未来都市計画については、受託者に策定義務はなく、成果品についても提出いただく必要はございません。</p> <p>2. SDG s 未来都市計画の認定・策定の認識について</p> <p>SDG s 未来都市計画は、SDG s 未来都市に選定された自治体が、国と連携しながら提案内容をさらに具体化し、3年間の計画を策定するものとなっておりますが、SDG s 未来都市の提案にあたり必要となるSDG s 未来都市等提案書は、他自治体におけるこれまでの提案実績から、数十ページにわたり、実質的にSDG s 未来都市計画の原案となっているものが多い。</p> <p>深谷市においても、SDG s 未来都市計画は、SDG s 未来都市選定後に策定・公表する予定ですが、原案（提案書）の策定作業は提案募集に向けて行う必要があるものと認識しております。</p>

5	<p>仕様書「7 成果品の提出」の「(1) 成果品」の後期基本計画の本編・概要版について、以下の想定は。</p> <p>①ページ数。</p> <p>②色使い。4色フルカラー、2色カラー、モノクロなど。</p> <p>③使用するソフト。例えばMSワード、アドビイラストレータなど。</p>	<p>記載内容の程度※及び色使いなどのデザインについては、前期基本計画と同程度を想定しております。</p> <p>前期基本計画については、以下のとおり。</p> <p>①ページ数：160ページ</p> <p>②色使い：4色フルカラー</p> <p>③使用するソフト：指定はありませんが、前期基本計画と同程度のデザインが可能なソフトとします。</p> <p>※基本構想はないが、総合戦略の統合、SDGsなどの内容を追加する予定。</p>
6	<p>仕様書「7 成果品の提出」の「(1) 成果品」の後期基本計画本編及び後期基本計画概要版について、「※なお、電子データは印刷業者にそのまま渡すことのできるデータとする。」とあるが、電子データの形式はPDFでよいか。</p>	<p>印刷業者に渡すデータはPDFとします。仕様書のとおり、原稿データは、修正可能な電子データ及びPDFデータとなります。</p>
7	<p>実施要領「10 審査及び評価」の「(3) 第2次審査」の「ウ プレゼンテーション・ヒアリング時の留意事項」において、「提出したテーマ別企画提案書のみを用いた内容説明」とあり、他方で、「パワーポイント等によるプロジェクターを使用しての説明」とある。</p> <p>パワーポイントを用いた内容説明は可能と読めるが、その場合、パワーポイントに記載する内容は、提出したテーマ別企画提案書の要約などとすればよいか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p> <p>企画提案書以外の参考資料などを用いた説明は不可とさせていただきますが、テーマ別企画提案書の記載の範囲で、内容を要約したものや図表などについて、パワーポイントを用いて説明することは差し支えありません。</p>